

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番 号	集R7-1	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 福島市長 木幡 浩			(所在地) 福島県福島市五老内町3番1号						
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	福島市桜本 字屋敷平	1	吾妻 59	453	山林	0.58	スギ	50	公告日	令和23年3月31日	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	5-1	吾妻 59	452	山林		スギ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
3	同上	5-4	吾妻 59	453	山林		スギ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
4	同上	5-5	吾妻 59	453	山林		スギ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
5	同上	6	吾妻 59	452	山林		スギ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
6	同上	1	吾妻 59	453	山林	0.14	ザツ	45	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
7	同上	5-2	吾妻 59	453	山林		ザツ	45	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
8	同上	4-1	吾妻 59	537	山林	0.20	スギ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
9	同上	4-2	吾妻 59	538	山林		スギ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
10	同上	4-4	吾妻 59	538	山林		スギ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
11	同上	4-3	吾妻 59	267	山林	0.02	ザツ	40	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	福島市桜本 字屋敷平	1	吾妻 59	453	山林	0.58	スギ	50				
2	同上	5-1	吾妻 59	452	山林		スギ	50				
3	同上	5-4	吾妻 59	453	山林		スギ	50				
4	同上	5-5	吾妻 59	453	山林		スギ	50				
5	同上	6	吾妻 59	452	山林		スギ	50				
6	同上	1	吾妻 59	453	山林	0.14	ザツ	45				
7	同上	5-2	吾妻 59	453	山林		ザツ	45				
8	同上	4-1	吾妻 59	537	山林	0.20	スギ	50				
9	同上	4-2	吾妻 59	538	山林		スギ	50				
10	同上	4-4	吾妻 59	538	山林		スギ	50				
11	同上	4-3	吾妻 59	267	山林	0.02	ザツ	40				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 福島市長 木幡 浩 印

住 所（同上） XXXXXXXXXX 印

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び保育を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、森林保険に加入している場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（8）、（14）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 森林保険

- ① 乙による森林整備実施後に気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
ただし、②に掲げる森林保険の加入を甲が承諾しない場合、甲が復旧を行うこととする。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとし、加入は森林整備実施後、期間は経営管理権の存続期間内とする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	○ 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐・間伐などの保育事業を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は施業実施地に隣接する道路等からの目視によって判断できる限りで行うものとする。
	福島市桜本 字屋敷平	1	吾妻 59	453	
	同上	5-1	吾妻 59	452	
	同上	5-4	吾妻 59	453	
	同上	5-5	吾妻 59	453	
	同上	6	吾妻 59	452	
	同上	1	吾妻 59	453	
	同上	5-2	吾妻 59	453	
	同上	4-1	吾妻 59	537	
	同上	4-2	吾妻 59	538	
	同上	4-4	吾妻 59	538	
	同上	4-3	吾妻 59	267	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐及び造林に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 （4. 留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 主伐を実施しない（間伐のみ）場合は、上記の限りではない。
	福島市桜本 字屋敷平	1	吾妻 59	453	
	同上	5-1	吾妻 59	452	
	同上	5-4	吾妻 59	453	
	同上	5-5	吾妻 59	453	
	同上	6	吾妻 59	452	
	同上	1	吾妻 59	453	
	同上	5-2	吾妻 59	453	
	同上	4-1	吾妻 59	537	
	同上	4-2	吾妻 59	538	
	同上	4-4	吾妻 59	538	
	同上	4-3	吾妻 59	267	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、主伐を実施し、木材の販売収入額及び主伐後の経営管理に係る持ち出しの必要額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
（支払先） 甲の指定する口座

